

令和5年度都立学校施設開放事業（テニスコート）について

1 施設開放予定日について

「令和5年度桜修館中等教育学校施設開放スケジュール」をご確認ください。
利用目的は原則として練習、練習試合となります。登録のない団体との試合等を行えません。

2 団体登録方法について（受付期間：令和5年4月14日（金）まで）

登録方法

「東京共同電子申請・届出サービス」から登録してください。

(<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1675229202933>)

また、上記HPより東京都を選択し、キーワード検索で「都立学校施設開放事業 使用団体登録」と入力することでも、当該申請選択画面に移行できます。（簡易申請 高等学校以外を選択してください。）

※ 事前に「東京共同電子申請・届出サービス」にて「申請者情報登録」が必要です。また、手続きの途中で「登録団体構成表（Excel）」の作成が必要になります。

※ 団体登録の有効期間は1年間とさせていただきます。

対象

次の条件を満たす団体

- (ア) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された 10 人以上の団体
- (イ) 指導統括を行う 20 歳以上の責任者がいる団体
- (ウ) アマチュア活動を目的としている団体
- (エ) 営利を目的としない団体
- (オ) 団体の運営が計画的、組織的に行われており、定期的に活動を行っている団体

3 登録後の手続きの流れ

① 提出された書類を審査し登録を決定した団体に、東京共同電子申請・届出サービス内で「都立学校施設使用団体登録証」を交付します。

あわせて利用希望日時調査票をデータ送付しますので、オンライン上でご回答いただきます。

② 希望日時が重複した場合は抽選とします。

抽選については従来、本校にお越しいただき抽選会を実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、結果を通知（6月上旬頃）する形にいたします。

③ 使用日時の決定通知の送付と合わせ、登録団体の管理指導員の委嘱を行います。管理指導員は原則、団体責任者の方に引き受けていただきます。

④ 「都立学校開放施設使用申込書」及び管理指導員「承諾書」を提出いただきます。

⑤ 「都立学校使用承認書」を交付いたします。

4 その他

団体登録、利用上の注意当、下記ホームページをご参照ください。

東京都生涯学習情報ホームページ「都立学校体育施設開放について」

<https://www.syougai.metro.tokyo.lg.jp/sesaku/kaihou/taiiku.html>

(問い合わせ先)

都立桜修館中等教育学校 経営企画室 施設担当

電話：03-3723-9966